

公益財団法人健康・体力づくり事業財団 令和4年度健康運動指導研究助成募集要項

1. 目的

超高齢社会を迎え健康寿命の延伸をめざす我が国において、運動やスポーツへの関心が高まり、質の高い運動指導が求められています。本研究助成は、健康運動指導士、健康運動実践指導者の自由な発想に基づく運動指導における実践研究や、地域・職域における健康・体力づくり、課題解決のための調査研究等を支援することにより、運動指導の充実・強化とともに運動指導者の資質向上を図り、国民の健康・体力づくりに寄与することを目的とします。

2. 研究区分及び応募資格

研究区分等は以下のとおりです。一つの研究課題は、一つの研究区分にしか応募できません。また、前年度（令和3年度）に本研究助成金の交付を受けた方は応募できません。

(1) 実践研究

運動指導活動における検証、課題解決、人材育成、コロナ禍における新たな指導法等のための研究（参考：別添令和3年度の採択研究課題一覧）

【応募資格】健康運動指導士又は健康運動実践指導者の資格を有する者

※この区分は、大学・研究機関において研究活動を主な業務とされている者より、指導活動を主な業務とされている方を優先します。

(2) 調査研究

我が国の健康・体力づくりに貢献できる、地域・職域における健康・体力づくり推進、コロナ禍における新たな指導のあり方等のための研究

（参考：別添令和3年度の採択研究課題一覧）

【応募資格】健康運動指導士又は健康運動実践指導者の資格を有する者

注：上記（1）及び（2）の資格を有する者とは研究採択時（令和4年4月）から研究報告時（令和5年5月）までの間、資格を有する者をいいます。（当該期間に更新する者も含む。）

(3) 指定研究

以下の研究課題に該当する研究

○ 地域における身体活動・運動の推進に関する研究

【応募資格】以下に所属する研究者

「学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関」、「国の施設等機

関」、「地方公共団体の附属試験研究機関」、「研究を主な事業目的としている公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人」、「研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条の規定に基づき設立された独立行政法人」

※共同研究者又は研究協力者は、健康運動指導士又は健康運動実践指導者の資格を有していることが望ましい。

3. 研究期間

令和4年5月1日から令和5年3月31日

4. 助成金額

総額1,300万円以内

- | | | | |
|----------|--------|----------|-------|
| (1) 実践研究 | 1研究につき | 50万円を上限 | 15件以内 |
| (2) 調査研究 | 1研究につき | 100万円を上限 | 5件以内 |
| (3) 指定研究 | 1研究につき | 250万円を上限 | 3件以内 |

※応募状況等により、配分金額を調整いたします。

※助成金は上記の範囲内で千円単位（千円未満切り捨て）で交付・精算します。

5. 助成対象経費

研究に直接必要な以下の経費とします。

諸謝金、アルバイト代、旅費、使用料及び賃借料、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、測定器材費、通信運搬費、雑役務費、会議費、保険料

※対象となる項目等詳細は「研究助成の手引き」をご参照ください。

※所属機関の間接経費／一般管理費（オーバーヘッド）は対象となりません。

※クレジットカード決済・キャッシュレス決済での支払いは対象となりません。

6. 応募方法

当財団ホームページ申請書様式をダウンロードして必要事項を記入し、特定記録郵便、簡易書留等、記録の残る方法で提出してください。FAXやメールでの提出は認められません。（詳細は「令和4年度健康運動指導研究助成の手引き」をご参照ください。）

なお、応募にあたっては、当財団ホームページに掲載している「研究倫理について」をご確認のうえ、日本学術振興会の研究倫理に関する「eラーニングコース」等を受講（無料）することを推奨します。

【申請書ダウンロード】

<http://www.health-net.or.jp/tyousa/josei/index.html>

【申請書送付先】

〒105-0021 東京都港区東新橋 2-6-10 大東京ビル 7 階
公益財団法人 健康・体力づくり事業財団
指導者支援部 研究助成担当

7. 申請書受付期間

令和3年12月1日（水）～令和4年1月14日（金） 必着

8. 選考方法・評価の視点

外部有識者で構成する選考委員会において選考します。

【評価の視点】

（1）実践研究

- ・健康運動指導士及び健康運動実践指導者の資質向上や人材活用が期待できるか。
- ・実践現場で活用できる具体的な成果（運動プログラム、ツール、ガイドブック等）が期待できるか。

（2）調査研究

- ・研究者個人や研究者の所属する団体に留まらず広く波及効果が期待できる研究であり、健康運動指導士及び健康運動実践指導者の資質向上や人材活用が期待できるか。
- ・複数団体（大学・研究所、医療機関、健康増進施設、自治体、民間企業等）による共同研究として実施されるか。
- ・地域や健康増進施設等における事業や施策に活かせるか。

（3）指定研究

- ・地域における身体活動・運動の事業や施策に活かせるか。
- ・研究者個人や研究者の所属する団体に留まらず広く波及効果が期待できる研究であるか。
- ・複数団体（大学・研究所、医療機関、健康増進施設、自治体、民間企業等）による共同研究として実施されるか。

9. 選考結果の通知

令和4年4月初旬に郵送にて通知します。

（なお、採否に関するお問合せには回答いたしかねますので、ご了承ください。）

10. 研究報告

研究終了後、別紙に定める完了報告書（成果報告・実績報告・支出済内訳）を提出してください。（詳細は「令和4年度健康運動指導研究助成の

手引き」をご参照ください。)

また、当財団のホームページと広報誌「健康づくり」で研究成果を公表するとともに、全ての研究成果報告書を作成し関係団体に配付します。

1 1. 贈呈式への出席及び研究報告会での報告（予定）

採択決定後には、令和4年5月下旬頃に都内で当財団が開催する贈呈式に出席していただきます。

また、研究終了後には、令和5年5月下旬頃に開催する研究報告会において、研究成果を報告していただきます。

※研究報告会（及び贈呈式）は、選考委員及び研究採択者・研究報告者等が参加いたします。

※研究代表者の研究報告会（及び贈呈式）への出席旅費は、別途、当財団が負担いたします。

1 2. その他

- (1) 経費支出に係る領収書等の証拠書類は、研究終了後5年間、保管してください。
- (2) 他の助成を受けている研究、あるいは受けることが決定した研究は助成対象となりません。
- (3) 研究代表者の「氏名」「所属」「研究課題」「助成金額」については、ホームページ等の当財団の広報媒体に掲載し、その研究内容については、当財団の広報資料に使用させていただくことがあります。

(参考) 令和3年度の研究課題一覧

■ 実践研究

視覚障がい者を対象としたオンライン健康運動教室の実践
映像媒体を利用した非接触型運動指導が身体活動量に及ぼす影響について ～糖尿病患者を対象に～
うつ病リワークプログラムにおけるリモート運動プログラムの実践とその効果検証
閉塞性睡眠時無呼吸に対する運動療法の安全性と有効性の検証
コロナ禍における乳がん検診受診率向上のための行動変容の検証 ～リンパトーンストレッチのオンライン実践を通して～
器具を用いた軟組織セルフモビライゼーションプログラムが関節柔軟性に与える影響 －柔軟性改善エクササイズの効果検証－
自宅で行う運動のアドヒアランス向上を目指したWeb指導動画の効果 ～等尺性運動の長期介入による降圧と副次的効果にも着目して～
運動に対する親の価値観と運動の実施状況は、子どもの生活習慣病に影響を与えるか
高齢者の在宅運動のための指導方法と運動プログラムの有効性
コロナ禍における軽運動が高齢者の体力、血管機能に及ぼす影響
公共運動施設利用者における医療費適正効果の縦断的研究 ：施設利用頻度と全身持久力の変化を考慮した検討

■ 調査研究

高齢者を対象としたWeb型運動教室運営システムによる健康づくりの効果検証
在宅での運動トレーニングによる“新しい健康戦略” －鎖骨上窩の褐色脂肪組織密度および免疫応答に注目して－
要介護認定者から元気高齢者までを縦断評価できる体力測定・評価指標の開発 ～地域密着型の介護予防活動支援を目指して～

■ 指定研究

健康運動・身体活動実践による高齢者運転技能の維持は可能か？
シルバー人材センターを拠点とする就業寿命延伸システムの構築と効果検証 ：予備的ランダム化比較試験